

青少年にかかわる専門機関としての活動（地域援助）

心理相談（個人援助）

少年鑑別所では、青少年にかかわる専門機関として、一般の方々からの心理相談も受け付けています。当所でも、「くわのみ心理相談室」という外来相談室において、たとえば、

- よくない友達とつきあう
- 親に乱暴する
- 夜遊びや無断外泊をする
- 学校に行きたがらない
- いじめのことで悩んでいる



といったような問題に、臨床心理学の専門家が対応しています。こうした問題を抱えるお子さんをお持ちの保護者の方、学校の先生などの関係者の方々、どなたでもお気軽にご相談ください。

その他の活動（機関等援助）

教育機関等からの依頼を受けて、青少年に対する教育、指導方法についての助言を行ったり、青少年問題を扱う協議会に参画し、犯罪・非行防止対策に関する提言を行ったりします。また、関係機関が開催する研修会に講師を派遣し、非行臨床についての講義を行ったり、施設への参観を受け入れ、非行少年の処遇や少年矯正の役割を紹介したりします。

くわのみ心理相談室

「くわのみ心理相談室」では青少年が抱える悩みについて、ご本人やご家族などからのご相談に応じています。相談は原則として無料ですが、心理検査などを実施した場合には、検査用紙代として実費をいただくことがあります。ご希望の方は、事前に電話での予約をお願いします。電話での受付は平日の午前9時から午後4時30分までです。



くわのみ心理相談室



バスご利用の際は、JR八王子駅北口からは6番乗場、京王線八王子からは3番乗場での乗車となります。

施設の紹介

八王子少年鑑別所 八王子法務少年支援センター （くわのみ心理相談室）



〒192-0015

八王子市中野町2726-1

電話 042(625)9141

FAX 042(620)7767

八王子法務少年支援センター
（くわのみ心理相談室）

電話 042(625)9165

鑑別と関係機関への協力

家庭裁判所から依頼される鑑別

これから家庭裁判所の審判を受ける少年を収容し、明るく静かな環境の下で生活させ、落ち着いた気持ちで審判を受けられるように準備をさせます。

また、医学、心理学、教育学などの専門知識や技術を用いて、性格や環境の問題、あるいはそれらの相互関係を明らかにし、少年を立ち直らせるための処遇方針を立てます（収容審判鑑別）。

少年鑑別所に収容せずに鑑別を実施する場合もあります（在宅審判鑑別）。



心理検査
（模擬）

法務省関係機関への協力

保護観察所、少年院・刑事施設等の法務省関係機関からの依頼を受けて、非行のある少年や犯罪を犯した成人を指導、処遇する上で必要な助言を行います。また、指導下にある対象者に面接や調査を実施し、処遇効果を明らかにした上で、更に効果的な処遇を行うための助言や処遇方針の見直しを行います。

当所の沿革と処遇

- | | | | |
|-------|-----|--|--------|
| 昭和57年 | 3月 | 東京婦人補導院寮舎の一面に東京少年鑑別所八王子分室として女子少年の収容を開始 | |
| 昭和57年 | 11月 | 男子少年の収容を開始 | |
| 昭和58年 | 4月 | 八王子少年鑑別支所の設置 | |
| 昭和62年 | 2月 | 全体改築工事完了 | |
| 平成 | 2年 | 6月 | 本所への昇格 |



判定会議



面会（模擬）



盲導犬とのふれあい体験
（健全育成支援）



教官の相談助言（模擬）

当所の管轄地域

当所は、東京家庭裁判所立川支部の管轄する東京都の多摩地域に対応しています（ピンクの枠内が多摩地域です。）。

なお、東京都の特別区（23区）と島しょ部については、東京家庭裁判所の本庁が管轄しており、こちらについては練馬区にある東京少年鑑別所が対応しています。

したがって、東京都内では特別区に一つ、多摩地域に一つ、合計二つの少年鑑別所が設置されています。

